

## 水道事業会計(参考記載)



# 令和3年度ひたちなか市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度ひたちなか市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 70,500 件                    |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 17,812,000 m <sup>3</sup>   |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 48,800 m <sup>3</sup>       |
| (4) 主要な建設改良事業     | ひたちなか市水道事業 事業費 5,262,310 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,874,928 千円
第1項 営 業 収 益	3,493,084 千円
第2項 営 業 外 収 益	381,843 千円
第3項 特 別 利 益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費	3,852,380 千円
第1項 営 業 費 用	3,574,835 千円
第2項 営 業 外 費 用	245,814 千円
第3項 特 別 損 失	1,731 千円
第89項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 914,459千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 397,769千円、当年度分損益勘定留保資金 516,690千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	5,157,346 千円
第1項 企 業 債	4,840,200 千円
第3項 他 会 計 負 担 金	14,691 千円
第4項 工 事 分 担 金	290,386 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	772 千円
第8項 国 庫 支 出 金	11,297 千円

支 出

第1款 資本的支出	6,071,805 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,274,207 千円
第4項 企 業 債 償 還 金	760,276 千円
第8項 国 庫 補 助 金 返 還 金	7,322 千円
第98項 予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等運転業務委託	令和3年度から令和4年度まで	99,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
ひたちなか市 上水道事業	4,840,200千円	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金又は地方公共 団体金融機構資金につ いては、その融資条件によ り、銀行その他の場合に は、その債権者と協定す るものとする。ただし、 企業財政の都合により、 据置期間及び償還期限を 短縮し、若しくは繰上げ 償還又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業費

- 第1項 営業費用
- 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 390,222千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,614千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、56,184千円と定める。